

判 決 要 旨

1 事案の概要

本件は、一審原告ら（近畿地方のほか、福井県、岐阜県、埼玉県及び沖縄県在住）が、原子力規制委員会が平成29年5月に参加人（関西電力）に対してした大飯発電所第3、4号機の設置変更許可（本件処分）が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」43条の3の6第1項3号、4号に反すると
5 して、その取消しを求める訴訟である。

原判決は、概要、①一審原告らの一部(控訴人一審原告ら)につき、原告適格を
10 認めず、訴えを却下し、②その余の一審原告ら(被控訴人一審原告ら)につき、請求を認容した。これに対して、一審被告及び控訴人一審原告らの双方が控訴した。

2 原告適格についての判断

同法43条の3の6第1項3号、4号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に
15 居住し、原子炉事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当であり、また、当該住民の居住する地域が、上記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受け
20 るものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものと解される（最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決（もんじゅ最高裁判決）参照）。

国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告の内容を踏まえると、1
25 年間の実効線量が20ミリシーベルトを超える場合には確率的影響が生ずる可能性が高まるといえること、また、原子力安全委員会が、福島第一原発事故後の

平成23年7月19日に示した「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」において、上記のICRP2007勧告の考え方に基づいて、福島第一原発事故の発生後1年間の放射性物質の積算線量が20ミリシーベルトを超える可能性がある半径20km以遠の地域が計画的避難区域に
5 設定されたと説明していることからすると、原子炉事故等により1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達することが社会通念上想定され得る地域は、本件各原子炉の設置変更許可の際に行われる法43条の3の6第1項3号所定の技術的能力の有無及び同項4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を
10 受けるものと想定される地域に当たるといふべきである。

被控訴人一審原告らは、いずれも本件各原子炉から約120kmの範囲内の地域に居住しており、事故後7日間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達する可能性のある地域に居住しているといえることなどから、被控訴人一審原告らは、いずれも本件において行訴法9条1項所定の「法律上の利益を有する者」に
15 該当し、原告適格が認められる。他方、控訴人一審原告ら6名の居住地は、いずれも本件各原子炉から約140kmから1200km超の遠隔地に所在しており、1年間の同積算値が20ミリシーベルトに達する可能性のある地域に当たると認めるに足りる証拠はなく、上記「法律上の利益を有する者」に該当せず、原告適格が認められない。

20 3 本案についての判断（主たる争点について）

原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置変更許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力規制委員会の調査審議及び判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、原子力規制委員会の調査審議において用いられた具体的審査基
25 準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が上記具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落が

あると認められる場合には、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく原子炉設置変更許可処分は違法であると解するのが相当である（最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決（伊方最高裁判決）参照）。

(1) 基準地震動による地震力に対する安全性（設置許可基準規則4条3項関係）

5 参加人は、いわゆる推本レシピに示された震源断層面積と地震モーメントの関係式を参照し、「FO-A～FO-B～熊川断層」について、断層幅が飽和領域にある場合に当たるとして、入倉・三宅式（推本レシピにおいて、特性化震源モデルを設定する際の震源特性パラメータの設定方法として示された関係式のうち、断層面積から地震モーメントを求める際の経験式として採用されているもの）を用いて地震モーメントを算定した。

10 推本レシピは、推本（地震調査研究推進本部）の下に設置された多数の学識経験者等から構成される地震調査委員会を実施してきた強震動評価に関する検討結果から、強震動予測手法の構成要素となる震源特性、地下構造モデル、強震動計算、予測結果の検証の現状における手法や震源特性パラメータの設定に当たっての考え方を取りまとめたもので、断層モデルを用いた手法による強震動予測に関する科学的知見を集約した強震動予測手法を示したものと評価できる。

15 一審原告らは、入倉・三宅式を採用したことを不合理であると主張する。しかし、入倉・三宅式は、過去の地震における震源断層面積と地震モーメントのデータを基に回帰分析により導かれたものであるところ、そのデータセットに含まれる個々のデータや回帰分析の手法に不合理な点はいくつかある。断層幅が飽和領域にある場合に入倉・三宅式を採用した推本レシピのモデルは、その後の我が国の大地震とも整合的であることが検証されており、原子力規制庁が行った2016年熊本地震の分析でも、同地震（内陸地殻内地震）の断層面積と地震モーメントの関係は、入倉・三宅式と整合していると判断されている。

25 また、一審原告らは、震源インバージョン（実際の地震観測記録等を基に震源の破壊過程や震源特性を推定する方法）によらないデータを入倉・三宅式に

用いて地震モーメントを求めると過小評価になる旨主張する。しかし、入倉・三宅の論文によれば、震源インバージョンによるデータとよらないデータとは同様に評価されていると認められる。もっとも、震源インバージョンによらないデータを用いると精度が低くなるとの懸念が生じ得るが、かかる懸念は各種パラメータを保守的に設定することで対応することを予定していると解される。

ばらつき条項（骨子参照）については、同条項の挿入に際しての議論の内容等を考慮すると、経験式によって算出される数値に何らかの上乗せをする必要があるか否かを検討すべきことを意味するものとはいえないが、現在の科学技術水準において、経験式の有するばらつきについての考慮は必要であり、主要なパラメータを保守的に設定することにより考慮することが必要と考えられる。

参加人（関西電力）は、原子力規制委員会の指摘を受けるなどして、地震モーメントに関連するパラメータを保守的に設定していることが認められ、原子力規制委員会の調査審議及び判断に不合理な点は認められない。

(2) 地盤に対する耐震重要施設の安全性（同規則 3 条 3 項関係）

一審原告らは、新 F-6 破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとした原子力規制委員会の判断は不合理である旨主張する。

しかし、各種学会から推薦された有識者等から構成される大飯破砕帯有識者会合が設置され、参加人に追加調査等を求め、3 回の現地調査を実施するなど、1 年以上にわたり調査審議を行って新 F-6 破砕帯についての評価がされて、破砕帯評価書案が取りまとめられ、次いで、同案について、第三者の視点から科学的、技術的見地に基づいているかを検証するため、専門家から構成されるピア・レビュー会合による意見交換がされた上で、破砕帯評価書がとりまとめられた。破砕帯評価書の内容は、新 F-6 破砕帯を特定した上で（判決別紙 6 参照）、同破砕帯は、山頂トレンチ、旧試掘坑、旧トレンチ、南側トレンチ東端付近等を通り、その南方に連続している可能性があるが、連続する一続きの破砕帯ではない可能性を考慮したとしても、同破砕帯を対象に行った最新活動ス

ページの検討結果と、南側トレンチにおける上載地層の観察結果から、h p m
1 火山灰が降下した約 2 3 万年前以降、全ての区間において活動しておらず、
「将来活動する可能性のある断層等」ではないとするものである。

原子力規制委員会は、この破砕帯評価書の内容について審査会合を重ねて、
5 新 F-6 破砕帯の特定及びその活動性を検討した結果、耐震重要施設を設置す
る地盤における断層の活動性評価手法等が適切であり、耐震重要施設設置位置
に分布する断層は、「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないと判断し
たものであり、その調査審議及び判断に不合理な点は認められない。

(3) 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備(同規則 55 条関係)

10 一審原告らは、設置許可基準規則 55 条は、その文言上、拡散を抑制する放
射性物質について限定していないことから、気体のみならず全ての放射性物質
の拡散抑制設備を要求していると解すべきであり、汚染冷却水の海洋への拡散
抑制のための設備の整備を要求していると主張する。

しかし、同条等の制定過程における審議を通じて、①同条は、他の条項で要
15 求されている原子炉格納容器の破損等を防止する様々な対策を前提に、これら
を講じてもなお想定を超える事情により放射性物質が格納容器から放出される
ような場合を想定して、放射性物質の拡散を抑制するための設備について特に
追加して設けられた規定であること、②同条は、そのような場合には、放出さ
れた放射性物質により放射性プルーム（気体）が形成されることが想定される
20 ことを念頭に、屋外の放水設備等を用いた遠距離からの放水により放射性物質
を沈降させることによって、工場等外への放射性物質の拡散を相当程度抑制で
きるとの考え方に基づくものであること、③原子炉格納容器が破損するなどし
て放射性物質が格納容器から放出される事態に至る場合については、事故の態
様を事前に具体的に想定して、対策の成功基準を設定することは困難であると
25 して、有効性の評価を要求しないこととし、汚染冷却水の流出等の対策につい
ては、気体による拡散に比べて事象の進展が遅いものであることを踏まえて、

あらかじめ設備による対応を要求するのではなく、個別具体の事象に対して臨機応変にソフト面での対応を要求するのが合理的であること、といった考え方が一貫して示されていた。このことに鑑みれば、同条は、規制要求としては、放射性プルームの態様による放射性物質の拡散を抑制するための設備を設け、放射性プルームへの放水によって沈降した放射性物質の海洋への拡散を抑制する設備の設置を求める趣旨であると解され、現在の知見の基では、そのような考え方が不合理であるとまでは認められない。したがって、同条により汚染冷却水の海洋への拡散抑制のための設備の整備が要求されているとは解されない。

4 結論

10 (1) (本案についての判断)

一審被告の控訴に基づき、原判決の請求認容部分を取り消し、被控訴人一審原告ら（原判決で、請求が認容された者）の請求をいずれも棄却する。

(2) (原告適格についての判断)

控訴人一審原告ら（原判決で、原告適格がないと判断され、訴えが却下された者）の控訴をいずれも棄却する。

(3) 一審原告らのうち死亡した者につき、訴訟の終了を宣言。

以上

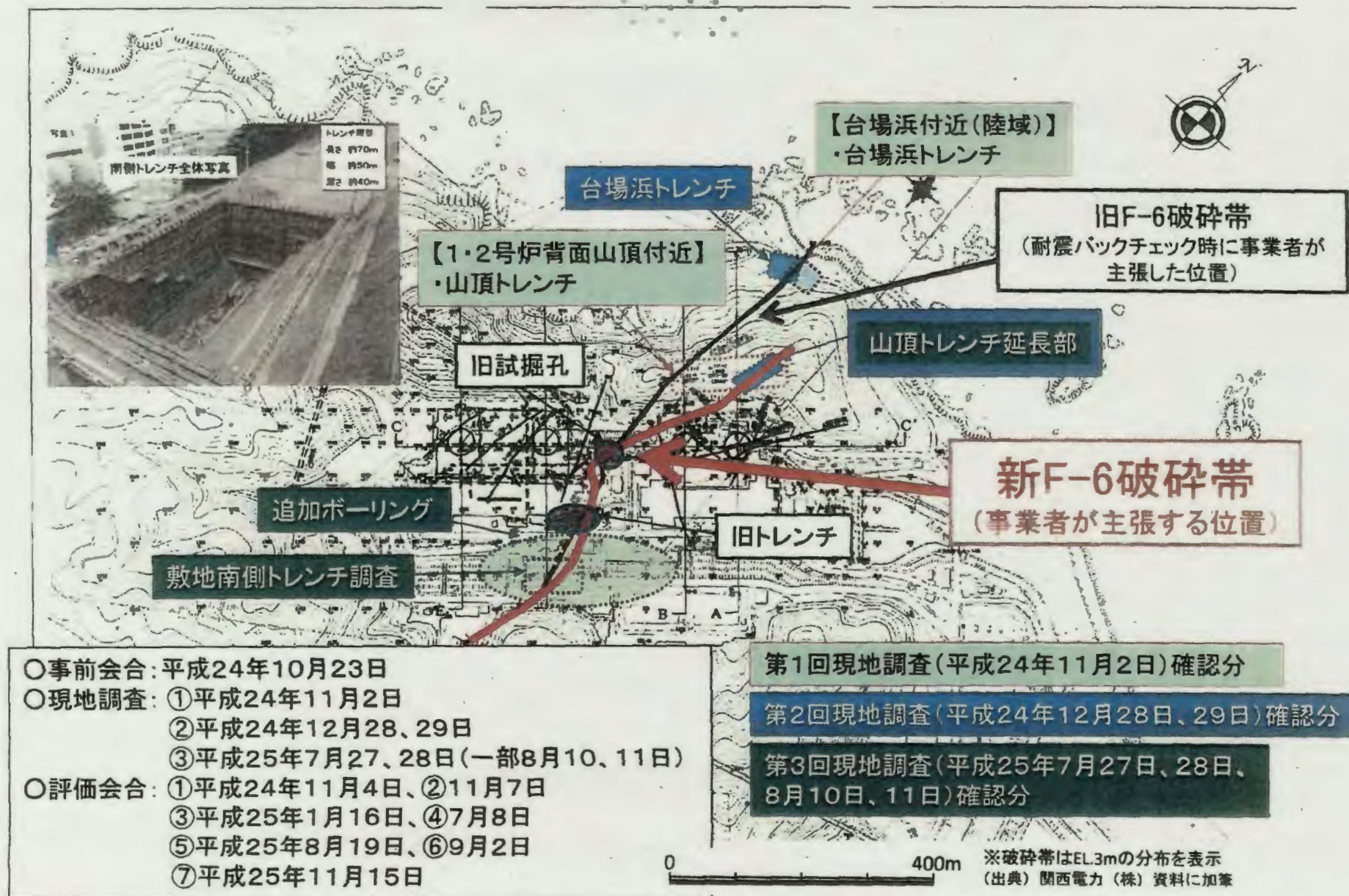


図2 大飯発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合による調査箇所